

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	光ケーブル敷設における支持物（電柱）強度不足の解消
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ケーブルの支持物を借用する際、直線的な部分を申請しているにも関わらず、支持物の所有者が「強度不足のため不可」という理由で認めない場合がある。また、電柱強度の最小規格値で電柱が設置されているため、共架申請を行った場合に、光ケーブル1条を共架し「電柱不平衡がない状態」でも電柱強度不足となる事がある。電柱の建替えを実施しなくても、光ケーブルを共架出来る様に電柱強度を確保することが必要。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	総務省「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成22年4月最終改正）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	通信（光）ケーブルを共架・添架を予め十分考慮した電柱強度の規定に法律を見直すべき。